

横浜市市民文化会館 関内ホール
許可事項変更申請書 兼 許可書

指定管理者
かないアート&メディアパートナーズ あて

申請日 年 月 日

横浜市市民文化会館条例施行規則 第9条に基づき、次の通り行為許可申請します。

行為責任者	団体名	
	住所	
	代表者名	申請者名
電話	()	
催事名		
利用日時	年 月 日 () : から 年 月 日 () : まで	
利用施設	大ホール / 小ホール / リハーサル室1、2、3、4	
変更希望内容	前延長	: ~
	後延長	~ :
	入場料変更	※変更内容を記入ください。
	本番時間変更	※変更内容を記入ください。
変更理由		
備考		
延長許可条件		
・利用時間の延長は、考慮すべき事情がある場合に限り許可します。利用にあたっては条例および、利用要項にそった利用を検討してください。		
・延長の申請にあたっては当日のタイムスケジュールを添付してください。		
・大ホールの時間外利用は以下の時間で対応します。		
①8:00~9:00 ②12:00~13:00 ③17:00~18:00 ④22:00~ ※②12:00~13:00、③17:00~18:00の延長は30分間のみとします。		
・小ホール、リハーサル室の時間外利用は以下の時間で対応します。		
①12:00~13:00 ②17:00~18:00 ※①12:00~13:00、②17:00~18:00の延長は30分間のみとします。		
・24:00以降の延長については職員の交通費、宿泊費を請求する場合がございます。		
・利用が1区分の場合、前後両方の延長はできません。		
・延長にあたっての時間外利用料金は条例備考4に則り計算します。また、費用は当日清算となります。		
・行政および共催事業の場合における時間外割増料金は減免の適応外となります。		
・許可後に延長を取り消す場合でも、許可をした費用分の料金をお支払いいただきます。		

許可事項変更申請書 兼 許可書

年 月 日

上記申請の 利用時間の変更 については

許可する ことに決定いたしましたので、ここに通知いたします。

許可しない

費用として _____ 円 (消費税込) 当日ご清算ください。

かないアート&メディアパートナーズ

印